

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・レポート

今回のテーマ： 「出国税」の創設

2015年3月13日に2015年度税制改正法案が衆議院で可決されました。

2015年度税制改正では、出国税（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）が創設されます。出国税の主な内容はつぎのとおりです。

1. 概要

対 象 者	国外転出時につぎの要件を満たす居住者 ①有価証券等（匿名組合契約の出資持分含む）および未決済デリバティブ取引等（未決済デリバティブ取引、信用取引）の決済にかかる利益の額（または損失の額）の合計額が1億円以上の者 ②国外転出の日前10年以内に、5年超国内に住所および居所を有する者
適 用 時 期	2015年7月1日以後の国外転出
申告時期及び所得金額	①納税管理人の届出を国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに行った場合 申告時期 国外転出の日の属する年の翌年3月15日 申告所得 国外転出時の有価証券等の価額に相当する金額、未決済デリバティブ取引等の決済に係る損益の額を所得金額とみなす ②上記①以外 申告期限 国外転出の日 申告所得 国外転出の予定日の3月前の日の有価証券等の価額に相当する金額を所得金額とみなす
課税の取消	国外転出後5年以内に帰国し、つぎの要件を満たす場合は、出国税の取消（仮装又は隠蔽に基づく所得は除く） ①国外転出時に申告した有価証券等、未決済デリバティブ取引等を引き続き所有 ②帰国の日から4月以内に更正の請求書を提出

2. 納税猶予制度

適 用 要 件	つぎの要件を満たせば出国税の納税猶予の適用があります。 ①納税猶予の適用を受ける旨を記載した確定申告書を提出期限までに提出（上記1.参照） ②出国税に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出を行った場合
納税猶予期限	国外転出の日から10年を経過する日（5年超は要申請） 帰国した日から4月を経過する日 } のいずれか早い日
届出書の提出	納税猶予適用期間中の各年12月31日現在の納税猶予に係る有価証券等、未決済デリバティブ取引等の所有に関する届出書を翌年3月15日までに毎年税務署長に提出しなければならない。 届出書の提出期限までに提出しなかった場合は、提出期限の翌日から4月を経過する日が納税猶予の期限となります。

お見逃しなく！

- 納税猶予を受けた後、その有価証券等を譲渡もしくは猶予期間が満了した場合は、納税猶予を受けていた所得税に加え、猶予期間中の利子税として年7.3%（上限）の納税が生じます。
利子税率…2014年1月1日以後の利子税率は、各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合（2014年財務省告示年0.8%）に年1%を加算した税率（上限7.3%）となります。
- 2015年7月1日以降、上記1「対象者」の要件を満たす居住者の有価証券等が非居住者へ贈与、相続もしくは遺贈により移転した場合も、出国税の適用があります。